

国道140号 雁坂トンネル非常用設備改修工事

特記仕様書

令和8年度

山梨県道路公社

雁坂トンネル有料道路管理事務所

第1条 適用

1. 本特記仕様書は、山梨県道路公社雁坂トンネル有料道路管理事務所（以下「発注者」という。）の発注する国道140号 雁坂トンネル非常用設備改修工事（以下「本工事」という。）に適用する。施工にあたっては、工事目的を十分に把握し、目的を達成するものとする。
2. 請負者（以下「受注者」という。）は、本特記仕様書によるほか、次に示す仕様書並びに規格・基準及び関係法令等に基づいて施工に当たるものとする。
 - (1) 土木工事共通仕様書（山梨県県土整備部）
 - (2) 電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省）
 - (3) トンネル非常用設備機器仕様書（国土交通省）
 - (4) 電気通信関係機器仕様書（国土交通省）
 - (5) 電気通信事業法及び同法に関する技術基準
 - (6) 電気通信施設設計要領・電気編
 - (7) 日本工業規格（JIS）日本電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）、日本電機工業規格（JEM）等の国内公知の規格・基準
 - (8) その他、関係法令及び諸規則等

第2条 配置する技術者等の兼務について

配置する技術者等の兼務については、以下の取扱いに基づき対応するものとする。

- ・主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例（専任特例1号）
<https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/sennintokureil.html>
- ・監理技術者の専任配置の特例（専任特例2号）
<https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/kanrigijutsusya.html>
- ・現場代理人及び主任技術者等の兼務
https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/h28_6_1_gijyutsusyatoutoriatukai.html
- ・営業所技術者等の専任配置の緩和
<https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/eigyousyogijutsusya.html>

第3条 主任技術者の専任期間

1. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。
2. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成検査結果通知書」等における日付）とする。

第4条 再生資源利用計画（実施）書及び再生資源利用促進計画（実施）書の提出

本工事は、建設副産物実態調査（センサス）の対象工事（または、建設リサイクル法の対象建設工事）であり、受注者は国土交通省 HP に登録されている建設リサイクル報告様式または建設副産物情報センターが提供する建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）により、再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、及び建設発生土の搬出先計画制度における「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第20号）」第8条第4項で規定する確認の結果を記載した書面（以下、確認結果票）を作成し、施工計画書に添付し監督員に提出するものとする。

また、受注者は、再生資源利用計画書及び再生支援利用促進計画書並びに確認結果票を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。工事完了後は速やかに、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、工事打合せ簿に添付して監督員に提出する。また、EXCEL データについても監督員に提出するものとする。

ただし、建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）を利用する場合は、EXCEL データの提出は不要とする。なお、入力した工事データは自社で5年間保管するものとする。

- ※ 建設リサイクル報告様式（再生資源利用〔促進〕計画様式（建設リサイクル報告様式兼用）現場掲示対応版の EXCEL 様式）の最新版を国土交通省 HP からダウンロードして入手すること。また、同ページに掲載されている記入内容チェックツールを使用して入力内容をチェックすること。建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）を利用する場合は、システムで入力内容をチェックすること。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

- ※ 建設発生土の搬出先計画制度に基づく建設発生土の搬出先の確認（確認結果票）の様式、作成にあたっての解説については、国土交通省 HP からダウンロードして入手すること。また、運用についても国土交通省 HP の内容によるものとする。

<建設発生土の搬出先計画制度>

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00041.html

<確認結果票様式及び作成にあたっての解説>

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001609955.xlsx

第5条 暴力団排除措置による発注者の解除権

「山梨県暴力団排除条例の施行に伴う、公共工事からの暴力団排除」を目的として、受注者は、下請負契約を締結する場合には、金額・工種の如何にかかわらず、末端の下請負者までを対象に建設業許可等の有無を確認し、許可を有しない者がある場合は、下

記について監督員に報告するものとする。

なお、提出は打合せ簿によるものとする。ただし、メールによる提出も可能なものとし、この場合は、後日、打合せ簿を提出するものとする。

1. 会社名
2. 代表者名（ふりがな）
3. 代表者生年月日

第6条 工事中の安全確保

1. 施工にあたっては「道路工事交通保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行うものとし、1班当たり交通誘導員5名（内3名以上は警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級に合格した者）及び保安施設を片側通行規制位置に配置する。

（1）交通誘導の時間帯

昼間勤務 実働8時間

（2）交通誘導期間

現道部において通行規制が伴う工種で概ね昼間5日間を見込んでいる。

2. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督員の承諾を得るものとする。
3. 交通管理者等の指示により条件に変更が生じた場合は監督員と協議し変更を行うか否かを決定する。なお、施工条件に変更が生じないかぎり設計変更の対象とはしない。

第7条 段階確認

段階確認にあたり、受注者は共通仕様書によるほか、下記によるものとする。

1. 社内検査の実施

段階確認を受ける前には必ず社内検査を実施し、設計図書どおりの施工がなされているか確認すること。また、社内検査資料を整理し、監督員から請求があった場合は提出しなければならない。

2. 段階確認時の注意事項

段階確認においては、検査（確認）部分の出来型が確認できる資料を事前に作成し監督員に提出すること。

3. その他

チェックシートについて、監督員の承諾を得た場合は、受注者の様式により管理できる。

第8条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品としてで納品すること」をいう。ここでいう電子

成果品とは、「山梨県県土整備部電子納品要領」：（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。

2. 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(CD-R 又は DVD)で1部提出する。「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「山梨県県土整備部 電子納品運用マニュアル」を参考とするものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第9条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督員と工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新(アップデート)しなければならない。

第10条 現場環境の整備（快適トイレ）

本工事は、快適トイレ設置の対象工事とする。実施にあたっては、「建設現場における快適トイレ設置に関する実施要領」に基づき、取り組むものとする。

第11条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下の1から4の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、山梨県写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTR 暗号リスト)」に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。なお、使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例

からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条 1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、山梨県写真管理基準「2-2 撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、山梨県写真管理基準及び国土交通省デジタル写真管理情報基準に準ずるが同条 2. に示す小黒板情報の電子的記入については、山梨県写真管理基準「2-5 写真編集等」及び国土交通省デジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条 2. に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。

第 12 条 提出書類

受注者は、発注者の指示する様式に従い、各種報告書及び諸資料を指定された期日までに提出しなければならない。

1) 承諾図書の提出について

受注者は使用する機器について、予め発注者の承諾を得なければならない。また、承諾事項の変更についても、その都度、発注者の承諾を得るものとする。

主なる承諾図書は、次のとおりである。

- ① 機器配置図
- ② 使用機器一覧表
- ③ 機器仕様書及び取扱説明書

2) 提出図書及び部数は、次のとおりとする。

- ① 承諾図書 2 部
- ② 打合せ議事録 2 部
- ③ 要領書（工場検査・現地試験）
- ④ 搬入・搬出計画書
- ⑤ 各種取扱説明書 2 部
- ⑥ 試験成績書 2 部
- ⑦ 工事及び竣工写真 2 部

⑧ 完成図 2部

⑨ その他、監督員が指示する書類

3) 完成図書

完成図書は、工事完了時までに製本し、紙3部、電子4部提出するものとする。

第13条 他工事との調整

本工事に関して、雁坂トンネルに関わるその他の工事、委託業務と現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。

第14条 機器仕様

別添機器仕様書に示す仕様と同等以上の性能を有するものとする。

第15条 照査・設計

1. 工事着手前に設計図書の照査、現地調査を綿密に行い、設計図書により適切な工事が行えることを確認すること。
2. 照査を行い設計数量と差異が生じた場合には、資料を作成し監督員と協議すること。

第16条 週休2日適用工事

1. 本工事は、週休2日適用工事として、月単位の週休2日により実施することを標準とし、さらに、質の向上を図る完全週休2日（土日）に取り組むこともできる。
2. 週休2日に取り組む内容については、施工計画書により提出すること。
3. 取り扱いについては、令和8年5月1日から適用する「週休2日適用工事实施要領」による。

第17条 ICT施工技術（受注者希望型）

1. 本工事は、建設現場における生産性向上を目的とした「山梨県県土整備部ICT活用工事試行要領」の対象工事である。受注者がICT施工技術の活用を希望する場合は、ICT施工技術（施工プロセスの①から⑤または、②④⑤）を選択し、施工計画書提出までの間に、その旨を監督員と協議し、承諾を得ること。なお、施工プロセスの①③についても、受注者の希望によりICT施工技術の活用を選択し、部分的に活用することが出来る。
2. ICT施工技術の活用に係る費用は、受発注者の協議により変更契約の対象とする。ただし、「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行った場合のみ費用を計上する。
3. 発注者は、ICT施工用データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与するほか、ICT活用工事を実施する上で有効と考えられる、詳細設

計において作成した成果品と関連工事の完成図書を受注者に貸与する。受注者は、設計図書を照査し、ICT活用工事の実施に必要な情報から施工用データを作成する。

- 4 .受注者がICT施工技術を活用した場合は、「ICT活用工事に関する活用効果調査票」に記入し、工事完成時に完成図書に含めて提出すること。なお、調査票は山梨県技術管理課 HP

(<https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/jyouhoukasekou.html>) の最新の調査票を使用すること。

第 18 条 情報共有システム試行要領

受発注者は、本工事では、「山梨県県土整備部情報共有システム試行要領」（以下、「要領」という）に基づき、情報共有システムを利用することとする。情報共有システムを利用する工事書類は、「要領」に基づくものとし、システムを利用した工事書類は電子データと紙書類の二重納品は認めない。

ただし、情報共有システムが利用できない特別な事由がある場合は、協議により対象工事から除外できるものとし、その場合における費用の変更は行わないものとする。

第 19 条 保証

完成検査後、2年以内に発生した不具合で、設計・製作・据付等に起因する受注者の責任と認められるものについては、直ちに無償で修理または交換しなければならない。

特に重大な故障については、前記の期間経過後であっても発注者の命により、無償補修を行わせることがある。

第 20 条 現場発生品

1. 受注者は、工事施工によって生じた現場発生品について、現場発生品の調書を作成し監督職員に提出すること。
2. 受注者は、発生品のうち産業廃棄物の処分については産業廃棄物管理票（マニフェスト）の管理等を通じて把握すること。なお管理票の写しを監督職員に提出し、原本を完成時に提示し、5年間保存すること。
3. 受注者は、発生品のうち再生資源の利用をはかると指定されたものは、分別を行い所定の再資源化施設等に搬入を行った後、調書を監督職員に提出すること。
4. 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（建設事務次官通達）、再生資源の利用の促進について（経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課通達）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用をはかること。

第 21 条 現場発生品の処理

本工事の施工に伴い現場から発生するケーブル・鋼材等は、今後スクラップとして処理するため、監督員が定める敷地内の場所に集積すること。また、ケーブル・鋼材ごとの重量を計測して現場発生鋼材（撤去品）の重量表を作成し、監督員に提出すること。

第 22 条 施工時における注意事項

1. 工事に必要な機器・工具類、試験機材及び仮設用資材等はすべて受注者が用意すること。
2. 施工にあたっては関係法令を遵守の上適正に行うものとする。
3. 本仕様書に記載無き事項であっても、技術的に当然必要とされるものについては実施するものとする。
4. 事前に機器の状況・形状・寸法等の調査を十分に行い、遺漏のないように施工すること。
5. 施工にあたり、他の構造物、諸設備等に対し細心の注意をはらうものとし、万一これらを破壊、損傷した場合は、受注者の責により早急に修理、復旧するものとする。
6. 機械器具等はこの仕様書に記載なき事項であっても、管理上当然必要な付属品及び保守用品はこれを備え、保管箱等に収納し納入すること。
7. 本工事に関わる必要な手続きは、受注者の負担において速やかに行うこと。
工事期間中に要する電気料金、通信料金は受注者の負担とする。
8. 設計図書に明記のない場合または疑義が生じた場合は監員と協議のうえ決定するものとする。

第 23 条 ウィークリースタンスの実施

本工事は、ウィークリースタンスの対象工事（業務）である。実施にあたっては、「山梨県ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

第 24 条 ワンデーレスポンスの実施

- 1 この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
・「ワンデーレスポンス」とは
受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等を行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
- 2 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。
- 3 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。
- 4 ワンデーレスポンスの実施にあたっては、山梨県ホームページに掲載しているワンデーレスポンス実施の手引きに基づき、取り組むものとする。
- 5 効果・課題等を把握するため、アンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため協力すること。

第 25 条 国際情勢の変化等に伴う資材調達及び資材価格変動への対応

本工事において、国際的な情勢の急激な変化や大規模な地域紛争等に起因し、受注者の責によらない事情により、資材の調達期間の長期化、資材価格の著しい変動その他工事の円滑な施工に影響を及ぼす事象が生じ、又は生じるおそれがある場合であつて、その影響が工期又は請負代金額に及ぶと見込まれるときは、受注者は、建設業法第 20 条の 2 第 2 項の規定を踏まえ、当該事象の内容及び想定される影響に関する情報（おそれ情報）を、把握し次第、発注者に通知することとし、発注者及び受注者は、建設工事請負契約約款及び関係法令等に基づき、工期の変更又は請負代金額の変更（スライド条項の適用を含む。）について協議し、必要な対応を行うものとする。

第 26 条 施工内容

本工事は雁坂トンネル有料道路管理事務所が管理する通報・警報設備の更新を行うもので、施工概要は以下のとおりとする。更新対象設備と他の設備とを接続しているケーブル・配線等は、既設のものを流用するものとする。

- ・ 押ボタン式通報装置（I 形）設置撤去工 18 台